

# 守り育てようみんなの文化財



指定 白川金色院経塚遺物（宇治市歴史資料館提供）



京都府教育委員会

## はじめに

京都府教育委員会では、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成21年3月24日付けで10件の文化財を指定、1件を登録、2件を選定しました。（詳細は以下の表のとおり）

この冊子では、今回指定登録等を行った13件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれからの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成21年7月

### 平成20年度 指定・登録文化財等一覧

番号	区分	区別	名称	員数	年代	所在地	所有者	
①	建造物	指定	石清水八幡宮 摂社石清水社本殿 摂社石清水社神水舎 摂社石清水社鳥居 校倉（宝蔵）	3棟 1基	江戸時代	八幡市	石清水八幡宮	
②		登録	宝泉寺大師堂	1棟	宝永4年	南丹市	宝泉寺	
		小計	2件（指定1・登録1）					
③	美術工芸品	指定	絹本着色法然上人像	1幅	鎌倉時代	左京区	金戒光明寺	
④		指定	木造兜跋毘沙門天立像	1軀	平安時代	上京区	廬山寺	
⑤		指定	九条袈裟 伝無閑普門所用	1肩	元時代	左京区	天授庵	
⑥		指定	古久保家文書 附 文書箱	309点 1合	江戸時代	上京区	京都府 （総合資料館保管）	
⑦		指定	白川金色院経塚遺物	61点	平安時代・ 室町時代	宇治市	宇治市 （宇治市歴史資料館保管）	
		小計	5件（指定5）					
⑧	無形文化財	指定	絞り染	—	—	北区	保持者：市瀬 史朗	
⑨		指定	鑄込み硝子	—	—	左京区	保持者：石田 亘	
⑩		指定	切り硝子	—	—	西京区	保持者：渡邊 明	
		小計	3件（指定3）					
⑪	史跡名勝 天然記念物	指定	滝岡田古墳	—	古墳時代	与謝野町	与謝野町	
		小計	1件（指定1）					
⑫	文化的景観	選定	井手町大正池とその水源かん養林景観	—	—	井手町	—	
⑬		選定	綾部市グンゼの近代製糸産業景観	—	—	綾部市	—	
		小計	2件（選定2）					
合計 13件（指定10件、登録1件、選定2件）								

## お知らせ

平成20年度に下記の2件の京都府指定文化財が国指定文化財となりました。それに伴い、国指定と同日付けで京都府の指定が解除されたことをお知らせします。

### 美術工芸品

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
豊臣秀吉受贈明冠服類	京都市東山区	妙法院	平成16年3月19日	平成20年7月10日

### 無形民俗文化財

文化財の名称	所在地	保護団体	府指定	国指定
佐伯灯籠	亀岡市稗田野町	佐伯灯籠保存会	昭和60年5月15日	平成21年3月11日

## ＝建造物＝

いwashimizuはちまんぐうせつしやいwashimizuしゃほんでん せつしやいwashimizuしゃ  
**石清水八幡宮 撰社石清水社本殿、撰社石清水社**  
 しんすいしゃ せつしやいwashimizuしゃとりい あぜくら ほうぞう  
**神水舎、撰社石清水社鳥居、校倉（宝蔵）**

石清水八幡宮は八幡市八幡高坊にあり、男山山上から東山麓までを境内としています。貞観元年(859)の創建と伝え、鎮護国家の社、源氏の祖神として、古くから皇室や武家の崇敬を集めてきました。現在の社殿は寛永度造替時のものを主としていて、本殿及び外殿など16棟1基の建造物が重要文化財に指定されています。

撰社石清水社は、「石清水」の名の由来となった湧泉を核とした撰社で、本宮鎮座以前の古社と伝えます。本宮本殿東方の男山山腹に位置し、山腹に露出する岩盤の上に、東面して鳥居、その正面に神水舎、北側の一段高い場所に本殿を設けていて、自然環境と一体となった優れた社殿構成を持っています。

撰社石清水社本殿は、一間社流造、檜皮葺の建物で、部材に寛文5年(1665)修復の墨書が残ることから、江戸時代前期の建築であると考えられます。

当宮境内にある撰社水若宮社本殿・撰社住吉社本殿(重要文化財・寛永年間)と比較すると規模・形式はほぼ同じですが、内法長押・頭貫などにも極彩色を施し、脇障子・琵琶板には絵を描き、妻の大瓶東の両脇に蔓状の意匠の笄形を付ける点などが異なっていて、より装飾の発達した優れた意匠を持つ建物といえます。

撰社石清水社神水舎は、湧泉の上部を覆う上屋です。桁行一間、梁間一間、切妻造、妻入、本瓦葺の建物で、下部を石造、上部を木造としています。この建物は度々の造替の痕跡を留めていて、土台下の泉水の粹石には元和4年(1618)の刻銘が、石柱の間に嵌められた腰板には寛永15年(1638)板倉重宗(当時の京都所司代)寄進の刻銘が残されています。また、上部の木造部分は文化12年(1815)に更新されたと考えられるほか、大正時代までは屋根が檜皮葺であったと考えられます。

この建物も、石清水社本殿と同様、木造部分には丹塗を基本に極彩色・飾金物を施しており、さらに吹寄の菱格子や花肘木を用いるなど、装飾の発達した優れた意匠を持つ建物といえます。

撰社石清水社鳥居は、小型の石造明神鳥居です。柱石の刻銘からは、寛永13年(1636)に板倉重宗の寄進により建てられたことが分かり、当宮境内に完全な形で残る鳥居としては最古のものです。また、銘文が松花堂昭乗の書であるという点も注目すべきところ です。



指定 石清水八幡宮 撰社石清水社  
 本殿・神水舎・鳥居 全景 (八幡市)



指定 石清水八幡宮 撰社石清水社本殿 外観  
 (八幡市)



指定 石清水八幡宮 撰社石清水社本殿  
 妻飾り詳細 (八幡市)



指定 石清水八幡宮 撰社石清水社神水舎 外観  
 (八幡市)

校倉（宝蔵）は、桁行三間、梁間二間、校倉、入母屋造、本瓦葺の建物で、本宮築地内の北西隅に建ちます。建築年代は明確ではありませんが、文書や絵図から江戸時代中期には存在しており、当宮の社殿構成を考える上で重要な建物といえます。

外観は、束柱上に土居を置き、この上に厚みの薄い三角断面の校木を組んでいます。内部は束柱の位置に半柱を建て、柱内を板張りとし、全体に棹縁天井を設けています。特徴は、内部の半柱が軒桁を支え、校木が装飾材に近い扱いとなっていること、また、桁下に組物を用いず、簡素な建物となっていることで、類例の少ない校倉建築として貴重です。

#### ほうせんじだいしどう 宝泉寺大師堂

宝泉寺は南丹市美山町小淵中ノ元にある真言宗寺院で、延宝元年（1673）の創建と伝えます。

大師堂は、桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、茅葺（鉄板仮葺）、向拝一間、棧瓦葺の建物です。十尺（約3m）四方のごく小さな堂で、外観は棧唐戸や花頭窓を配した禅宗様の意匠を基調としています。内部は床を設けて一室とし、背面寄りに来迎柱と禅宗様仏壇を設け、仏壇上の厨子内に貞享年間（1684－88）作の木造弘法大師坐像を安置しています。屋根は近年の修理により鉄板仮葺に改められていますが、大正12年発行の『京都府北桑田郡誌』には茅葺であった頃の外観写真が掲載されています。

この建物の大きな特徴は、禅宗様仏殿に基づく内部架構で、正面から来迎柱上部までを大虹梁で繋ぎ、この上に大瓶束を置いて柱を省略し、中央を折上小組格天井、周囲を化粧軒裏としています。また、内外とも、虹梁をはじめ、挿肘木・木鼻・蟬股・板支輪などの部材には繊細で独創的な彫物が施されています。このうち蟬股は、脚のすぼまった形状のものが多く、丹後地方の建物との共通性がみられます。このように、大師堂は、小堂ながら内部架構などに優れた意匠を持つとともに、大工の個性が強く反映された建物といえます。

別途保管されていた棟札からは、この建物は当山第三世存慧により宝永4年（1707）に建築されたことがわかります。また、この棟札には大工7名の名が記されていて、丹後・丹波の大工が協働して建築されたこともわかります。このうち、筆頭で記されている丹後宮津住富田河内守藤原盛常は、丹後地方で高い評価を得ていた大工で、大師堂の建築にあたり棟梁として宮津から招かれたものと考えられます。このように、建立年代が明確で、当時の大工の活動形態が判明するなど、学術的な面でも価値のある建物です。



指定 石清水八幡宮 校倉（宝蔵） 外観  
(八幡市)



登録 宝泉寺大師堂 外観 (南丹市)



登録 宝泉寺大師堂 内部 (南丹市)



登録 宝泉寺大師堂 向拝詳細 (南丹市)

## = 美術工芸品 =

### 絹本 著色 法然上人像

1 幅

浄土宗の開祖法然を描いた肖像画の中でも『鏡御影』として知られるものです。『鏡御影』という名称は、弟子の描いた肖像を見た法然が、鏡を見ながら自らの手でその絵に修正を加えたとの伝承に基づきます。法然の肖像は、生前に何度か描かれ、弟子たちに与えられたとされますが、いずれも現存せず、いくつかの系統の写しが伝えられているのみで、実際には、本図もその一つと考えられます。しかし、本図の面部は細線を巧みに用いて丁寧に描写されており、最も時代の古いとされる二尊院の法然上人像（重文）と近い時期に制作された、鎌倉後期にさかのぼる肖像画の優品として、極めて貴重なものです。

鎌倉時代、縦 113.4cm、横 83.0cm



指定 絹本著色法然上人像 1 幅  
(金戒光明寺 京都市左京区)

### 木造 兜跋毘沙門天立像

1 軀

本像は、もとは廬山寺の末寺の一つ金山天王寺の所蔵であったと伝えられる兜跋毘沙門天像です。頭頂から地天女までが一本の木から彫出されて、量感のある表現を見せており、隆起した筋肉を表す顔の造形も優れた出来栄を示しています。また、腹部に見られるような一本角の鬼が腕を伸ばして天衣を掴む表現は他に類を見ません。全体に綺麗に整えられた三尺像の美作で、制作年代は、十世紀後半から十一世紀初頭にまでさかのぼると考えられ、特徴ある表現を持つ、古作の毘沙門天像の優品として指定に値します。

平安時代、総高 130.5cm



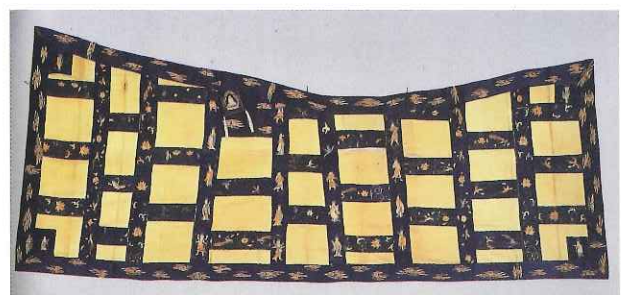
指定 木造兜跋毘沙門天立像 1 軀  
(廬山寺 京都市上京区)

### 九条袈裟 伝無関普門所用

1 肩

南禅寺開祖の大明国師無関普門所用として伝わる九条袈裟です。本袈裟は、仏教・道教の尊像や、花鳥・雲文などが編織と呼ばれる技法で表されているのが特徴です。編織は、文様の外側をチェーンステッチなどでかがり、文様の内部は糸をループ状に巻きながら一段一段編んでいく技法ですが、伝存例は極めて少なく、国内では鎌倉・円覚寺に所蔵される「五彩緞子縫合編織打敷」など数点しか知られていません。本袈裟の編織は、それらの中でも最古例に属しており、かつ、他に類を見ない優れた施工と優美な文様が見られ、中国服飾制作技術の水準を伝える貴重な遺品です。

元時代、丈（長）136.7cm、（短）122.6cm、幅 336.2cm



指定 九条袈裟 伝無関普門所用 1 肩  
(天授庵 京都市左京区 京博寄託)

こくほけもんじよ  
古久保家文書

309点

附文書箱

1合

古久保家文書は、江戸時代に京都の町組の一つである下西陣組の町代を勤めた、古久保家に伝えられた古文書群です。町代は、各町々と京都町奉行所とを取り次ぐ位置にあり、町への触の伝達や町からの届出の受理などを職務としました。

古久保家文書には、触留や町代の日記等がまとまって残っており、江戸時代の京都の町の行政を知る上で、欠かせない古文書です。また、京都町奉行所の管轄範囲は、山城、丹波、近江に及んでおり、町代は、これらの地域からの訴訟や諸届の取次も担いました。幕府の広域行政をうかがう資料ともなっています。

京都の江戸時代の行政機構である京都所司代、京都代官、京都町奉行所の文書類が伝わらない現在、古久保家文書は、数少ない京都町奉行所関係文書として、たいへん貴重なものです。

江戸時代。



指定 古久保家文書  
(京都府、府立総合資料館保管)

しらかわこんじきいんきょうづかいぶつ  
白川金色院経塚遺物

61点

白川金色院は、藤原頼通の娘寛子<sup>かんし</sup>によって、宇治白川の地に建立された寺院です。江戸時代には、廃絶されたようです。

宇治市教育委員会による発掘調査によって、当時の建物跡などが検出されました。

白山神社の裏山では、平安時代の経塚の遺構が見つかりました。遺物として、和鏡、青白磁の合子、鉄釘、宋銭、数珠玉、経筒外容器など、多彩なものが見つかりました。なかでも、子持合子は、身の内側に3個の小さな椀と蓮華の茎をかたどった飾りをつけた優美なもので、他に出土例のない、貴重なものです。和鏡2面も、 casting quality is good and preservation status is also good. Other relics combined, it is thought to be the site of the Fujiwara family burial. The posture of the site in the late Heian period is passed on to the valuable relic.

平安時代



指定 白川金色院経塚遺物  
(宇治市、宇治市歴史資料館保管・提供)

## =無形文化財=

### 指定 <sup>しほ</sup> <sup>ぞめ</sup> 絞り染

絞り染は、「縫締」あるいは「括り」等による防染模様染で、非常に手間のかかる染織技術です。素朴な技法の例は古代から世界中で行われており、正倉院御物中にも「豆絞り」・「巻締絞り」・「畳み絞り」などの技法例が知られています。その後絞り染技法は中世近世へと受け継がれて、近世初頭には「辻が花」と呼ばれる縫締染を主体とした小袖文様が開花しました。江戸幕府による奢侈禁止令以降着物模様構成の加飾的扱いとなる一方で、京鹿子等精巧な技も発達し、現代に継承されています。

伝統工芸における絞り染は、日本伝統工芸展で小倉建亮氏の絞り染技法による絵画的な作品が高く評価されて、その地位を確立しました。染織工芸における「絞り染」は、工芸史上重要な伝統工芸技術であるとともに、その芸術性を高く評価されており、重要な無形文化財であるとして京都府指定無形文化財とされました。

### 保持者 <sup>いちのせしろう</sup> 市瀬史朗 (京都市北区在住)

市瀬史朗氏は、昭和 26 (1951) 年長野県飯田市生まれで、昭和 44 (1969) 年から小倉建亮氏に弟子入りされ、昭和 53 (1978) 年には独立されました。昭和 51 (1976) 年第 23 回日本伝統工芸展初入選以来、平成 2 (1990) 年と平成 18 (2006) 年に日本工芸会奨励賞受賞され、現在、日本工芸会正会員。

市瀬氏は、絞り染の伝統的技術に精通するとともに、絞り染の素朴さを活かして身近な花や木、風景を意匠とされ、創作性・芸術性豊かな、わが国を代表する絞り染作家としてその技術と感性が高く評価されており、その存在は重要です。よって今回、京都府指定無形文化財「絞り染」の保持者に認定されました。



市瀬史朗氏と作品



石田亘氏と作品

### 指定 <sup>いこ</sup> <sup>がらす</sup> 鑄込み硝子

鑄込み硝子技法は、鑄型を使う古代の硝子成形法で、パート・ド・ヴェールパート・ド・ヴェールの名称で知られています。技法の特徴は、製品原型となる粘土型の周囲を耐火石膏で包み固めて外型を作り、外型の内側に文様を彫り込んだ溝等に練りもの状の色硝子を丹念に塗り込み、器体部分に粉硝子を充填・焼成して成形します。現代では実験考古学の成果から硝子成形技法として定着しました。鑄込み硝子技法による作品は、京都府在住の石田亘氏と同氏夫人征希氏の研究と創造の成果により伝統工芸品として認められてきたものです。硝子工芸に、新たな創造性を加えた「鑄込み硝子」は、伝統工芸技術であるとともに高い芸術性を有するものであり、重要な無形文化財であるとして京都府指定無形文化財とされました。

### 保持者 <sup>いしだ</sup> <sup>わたる</sup> 石田 亘 (京都市左京区在住)

石田亘氏は昭和 13 (1938) 年大阪府守口市生まれで、染織図案修業後、図案作家活動を続けています。昭和 60 (1985) 年から征希夫人と、独自に「鑄込み硝子技法」に取組、試行錯誤を経て染織図案のモチーフを活かした伝統工芸品としての器形・デザインに作風を整えられました。日本伝統工芸近畿展では、平成 8 (1996) 年日本工芸会賞、平成 10 (1998) 年大阪府教育委員会賞を受賞。平成 7 (1995) 年第 42 回日本伝統工芸展で初入選、平成 12 (2000) 年奨励賞を受賞され、現在日本工芸会正会員。

石田氏は染織図案作成技術を活かして、精緻な模様構成による白色を活かした気品ある作風を特色とされています。平成 15 (2003) 年日本伝統工芸 50 年記念展「わぎの美」では、その創造性を認められ、わが国を代表する硝子工芸作家としてその技術と芸術性を高く評価されており、その存在は重要です。よって今回、京都府指定無形文化財「鑄込み硝子」の保持者に認定されました。

## 指定 切り硝子きりこがらす

切り硝子技法は、回転砥石を用いて、硝子表面に切り込みや曲面を削り出して磨き上げる技法で、カット・グラスとも呼ばれます。我が国では江戸時代中期以降長崎、大坂、京都、薩摩、江戸で作られ、江戸切子等が今に伝統技術を伝えています。切子文様を施した器面は、光を乱反射して輝き、硝子の持つ透明感、光沢感が効果的に表現されます。硝子工芸の「切り硝子」は、工芸史上重要な伝統工芸技術であるとともに、その芸術性を高く評価されており、重要な無形文化財であるとして京都府指定無形文化財とされました。

### 保持者 渡邊 明わたなべ あきら (京都市西京区在住)

渡邊明氏は、昭和34(1959)年兵庫県神戸市生まれで、昭和59(1984)年大阪市の硝子商社カメイガラス入社後、薩摩切子復元研究を重ねていた由利精助氏に師事し、平成10(1998)年独立。平成4(1992)年第39回日本伝統工芸展初入選・日本工芸会会長賞を受賞、平成16(2004)年にも日本工芸会会長賞を受賞され、平成20(2008)年紫綬褒章を受章されました。現在、日本工芸会正会員、日本工芸会近畿支部諸工芸部会長、日本工芸会監事。

渡邊氏の作品は、初期には伝統的な切子技法を丹念に使い分け、精緻さ、清新さの中におおらかさを感じられる現代的作風でした。近年は切子を施した複数の硝子板を重ねて融着させる「積層技法」にも取り組み、硝子板に挟まれた切子文様の中に色硝子や金彩をあしらい、繊細な輝きと色彩豊かな作品を創作されています。切子硝子に抱く懐古的印象が取り払われた、新鮮な印象の作品です。

渡邊氏は、伝統的切子硝子技法を身につけるとともに創作性と芸術性を体現し、今後もわが国を代表する切子硝子作家としてその存在は重要です。よって今回、京都府指定無形文化財「切り硝子」の保持者に認定されました。



渡邊明氏作業風景

## = 史跡名勝天然記念物 =

### 滝岡田古墳たきおこだ

滝岡田古墳は、丹後半島の基部を流れる野田川により形成された加悦谷の最奥部に所在し、標高約56mの河岸段丘の先端に単独で営まれています。近接して丹後地域と丹波地域を結ぶ古代からの交通路を踏襲する与謝峠越えが通り、古墳からは加悦谷の平野部を一望することができます。

本墳は、平成6年度に加悦町教育委員会(現与謝野町教育委員会)により、ほ場整備事業に伴い発掘調査が行われ、古墳時代後期(6世紀末から7世紀初頭)の直径約20mを測る円墳で、埋葬施設は横穴式石室であることが確認されています。

横穴式石室は、主に近隣から採取される花崗岩により構築され、玄室幅2.26m、玄室長4.12m、石室全長9.82m以上を測ります。

本墳は、古墳時代後期の大型前方後円墳が見られない丹後地域で、墳丘規模や石室規模の両面からみて最大級の古墳に位置づけられ、府内の古墳時代を考える上で重要な古墳のひとつです。また、古代交通路と後期古墳の立地という面でも貴重な資料を提供するものです。



指定 滝岡田古墳 (与謝野町)  
(上: 墳丘全景、下: 横穴式石室開口部)



## = 文化的景観 =

### 井手町大正池とその水源かん養林景観

大正池は井手町東部山間地に位置する府内最大級の農業用ため池です。昭和 28 年の南山城水害を契機に旧二ノ谷池（江戸時代からのため池）を改修して昭和 35 年に完成しました。井手町を貫流する玉川の水源として、上井手ほか井手町東部に広がる河岸段丘上の水田にとって重要な灌漑用水源となっています。

また、近年の環境保全の取組の中で、平成 6 年度から平成 17 年にかけて池周囲がグリーンツーリズム用地として整備され、NPO 団体の協力を得て現代的機能を加味した水源かん養林の保全も図られ、平成 20 年 1 月には京都府景観資産登録されました。

井手町大正池とその周囲の森林（面積約 78㌔）は、府民にとって憩いの場としての活用も進められており、水害を乗り越えてきた井手町をはじめ南山城地域の災害復興、農業用水源と集水域林地保全を象徴する良好な文化的景観となっています。

### 綾部市グンゼの近代製糸産業景観

綾部市青野町に所在するグンゼ株式会社本工場は、綾部市の近代化と発展を物語る町並みを今日に伝えています。明治 29 年この地に創業されたグンゼ株式会社は、生糸生産から日本有数の紡績会社へと発展してきました。現在残されている近代製糸産業を支えた歴史的建造物群は、事務棟として使われている昭和 8（1933）年築の本社屋、現記念館である大正 6（1917）年築の旧本社、現グンゼ博物苑である大正初期築の繭蔵、グンゼ本工場正門、大正後期築の郡是製糸蚕事所本館などがあり、電線の地中化と歩道が完備された市道を挟んで建ち並んでいます。さらに、養蚕に欠かせない桑を国内外を問わず収集栽培する桑苑は、建物群の北側に整備されています。平成 19 年には経済産業省から近代産業遺産「綾部市の製糸関連遺産」にも認定され、平成 20 年 1 月には京都府景観資産登録されました。

綾部市グンゼの近代製糸産業景観は、地域の歴史と文化を刻む良好な文化的景観となっています。



選定 大正池（北から）



選定 大正池と森林（北西から）



選定 グンゼ記念館（南東から）



選定 グンゼ博物苑（旧繭蔵群：北西から）

## — 京都府指定登録文化財等の保存修理事業 —

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて、京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成20年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を報告します。

区 分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
①建造物保存修理事業	7	122,942	38,250
②美術工芸品保存修理事業	4	20,033	6,220
③史跡名勝天然記念物保存事業	1	3,349	1,420
④文化財環境保全地区保存事業	1	282	110
⑤文化的景観保存修景事業	1	997	498
合 計	14	147,603	46,498

### ①建造物保存修理事業

平成20年度は継続4件、新規3件の建造物保存修理事業を実施しました。

京都東山の知恩院は、鎌倉時代に伽藍が整えられましたが、幾度となく焼失と復興を繰り返してきました。慶長年間に徳川家康の援助を受けて現在の寺域に拡張され、中心伽藍の多くは寛永10年（1633）の火災で焼失しましたが、すぐに復興され現在の姿となっています。

御廟堂は、中心伽藍よりも上段の東側の一画に建ち、寛永大火前の慶長18年（1613）に建立された、宗祖法然上人の遺骨を安置する宝形造の建物です。3年の工期で、本瓦葺屋根を葺き替え、軸組や造作などの木部補修、欄間彫刻の彩色等の修理を実施しました。



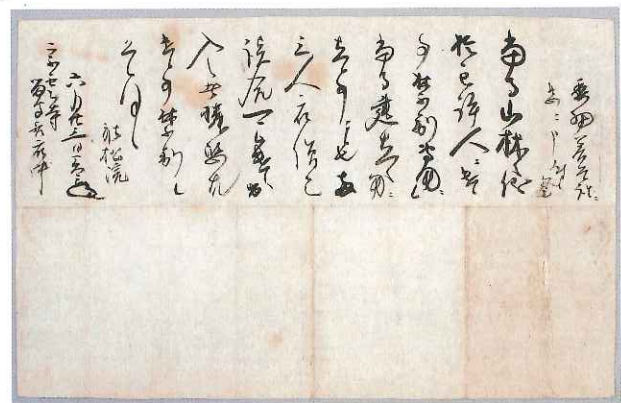
知恩院御廟堂建造物保存修理事業

### ②美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業3件、覆屋（鐘楼）設置事業1件の計4件の事業を実施しました。

保存修理事業は、古文書1件、歴史資料2件です。袋中上人関係資料（京都市左京区檀王法林寺）は、江戸時代前期の浄土宗の僧侶袋中の遺品類です。その内、琉球での布教を終え帰国する際に持ち帰ったと言われる黒漆塗飾棚と朱漆塗香合の漆器2点の修理を始めました。2カ年継続事業です。玄圃霊三関係資料（京丹後市久美浜町宗雲寺）は、桃山時代の臨済宗の僧侶で、宗雲寺の中興である玄圃霊三に関する資料です。本年度は、古文書類19点の修理を実施しました。玄圃霊三書状は、宗雲寺の山林は寺院建立のためのものであることを通知したもので、豊臣秀吉公帖は、霊三を南禅寺住持に任命したものです。虫損のみられた本紙に修理を施し、保存用桐箱を作製しました。

覆屋設置事業は、宇治市地蔵院の梵鐘の鐘楼が老朽化してきたことから、これを新築しました。



玄圃霊三関係資料美術工芸品保存修理事業  
（上：玄圃霊三書状、下：豊臣秀吉公帖）

### ③史跡名勝天然記念物保存事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業は、社寺境内地など史跡の環境整備、名勝庭園の園池護岸修理、巨樹名木など天然記念物の樹勢回復、さらには指定地域に存在する重要な建造物等の耐震補強など、それぞれの文化財の性質に対応した多様な内容を対象としています。

平成20年度には、建仁寺山内に所在する名勝両足院庭園（京都市東山区）の園池の保存修理が行われました。池岸の多くの部分で土砂の浸食流失が進み、護岸石の沈下や傾きが生じていましたが、今回の修理により、指定当初の形態に修復されました。



名勝両足院庭園保存修理事業

### ④文化財環境保全地区保存事業

蕨田野神社文化財環境保全地区は、鎌倉時代の作である石灯籠（府指定有形文化財・美術工芸品）がたち、室町時代に流行した風流灯籠の流れを汲む佐伯灯籠（重要無形民俗文化財）は当社ほか3社合同で実施されるなど、地域の人々の様々な活動が行われながら現在に守り伝えられてきた鎮守の森です。

当文化財環境保全地区では、本殿等が鎮座する中心域の北側に位置する神池の水の取り入れ口が破損したため、導水路の復旧整備を実施しました。



蕨田野神社文化財環境保全地区保存事業

### ⑤文化的景観保存修景事業

文化的景観保存修景事業では、

- ア 府選定文化的景観記載事項に係る調査及び測量、図化
- イ 記録の作成及び刊行
- ウ 説明板等の設置及び改修工事
- エ 防災、便益管理施設の設置等の工事

の内容について、市町村への補助事業を行っています。

平成20年度は、「和東町の宇治茶の茶畑景観」について説明板の設置を町内5箇所で行いました。町内の原山、釜塚、撰原、石寺それぞれの対象地4箇所他1箇所を設置されています。



和東町の宇治茶の茶畑景観文化的景観保存修景事業

シリーズ文化財紹介⑩ 国登録有形文化財(建造物)の紹介

平成8年の文化財保護法改正により、国においても登録有形文化財制度が設けられました。建造物分野におけるこの制度は、建築後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、ゆるやかな規制を通じて保存を図ることで、積極的な活用を促すものとなっています。京都府内では、平成20年度末までに330棟の建造物が登録有形文化財に登録され、より多くの建造物が文化財として保存されるとともに、地域の資産としてさまざまな形で活用されています。

今回は、京都府内の国登録有形文化財建造物のうち、山城・乙訓・南丹・中丹・丹後地域に所在するものについて簡単に紹介します。



ザイラー家住宅主屋ほか1棟 (南丹市)

主屋は大正5(1916)年に福井県の民家の古材を用いて建築した。音楽堂は天明4(1784)年建立の寺院本堂兼庫裏を平成元(1989)年に移築したもので、規模、形状などそのまま踏襲している。



中小路家住宅主屋ほか6棟 (向日市)

旧西国街道に東面して建つ大規模農家。主屋は弘化5(1848)年の建立。南に土間、北に居室が5室配され、間口中央に式台が付く。主屋を中心に長屋門、塀、土蔵などが往時のまま残されている。



アサヒビール大山崎山荘美術館本館・大山崎山荘栖霞楼ほか4棟 (大山崎町)

昭和初期に建てられた銀行家・加賀正太郎の別荘。本館は加賀氏の設計でイギリス風を基調に和洋中様々な意匠をみせる。現在は美術館として公開活用される。



竹澤家住宅主屋 (南丹市)

美山町中心部に位置する近世末期の茅葺き民家。居室は棟通りに2分され、表側2室を接客空間、裏側2室を居住空間とする。台所と座敷が直接繋がっており、当地域の典型的な民家形式である。



旧石田家住宅主屋 (長岡京市)

旧西国街道に東面して建つ町家。内部は南側に通り庭を、北に2列6室を配する。整った表構えをしており、旧街道の佇まいを伝える好例である。現在は神足ふれあい町家として活用される。



近藤家住宅主屋ほか1棟 (城陽市)

幕府領の村役を務めた上層農家で、現在の建物は18世紀後期の建立。主屋は整形四間取り平面で式台を備える。主屋北西に建つ離れ座敷は鳥羽から移築したもので、数寄屋風の意匠となっている。



西尾家住宅主屋 (南丹市)

美山町中心部に位置する茅葺き民家。内部は正面左手に土間、右手に居室を6室持つ。棧瓦葺きの庇や両妻側に据えられた小窓など生活に合わせた適切な改築がされ、当家の特徴となっている。



佐藤家住宅主屋ほか8棟 (長岡京市)

主屋は明治初期の建築とみられ、西国札所・善峰寺旧庫裏の再用材で建てられた。座敷飾りや欄間などの造作に格式ある構えをみせる。土蔵、長屋門などとともに伝統的な屋敷景観を形成している。



楽々荘洋館ほか2棟 (亀岡市)

明治・大正期の実業家、田中源太郎の本邸として明治後期に建立。ベランダが特徴的な洋館と、日本館が並んで建つ。ともに細やかで変化に富んだ室内造作である。現在はホテルとして利用される。



旧小山家住宅(田村屋蛭庵)主屋ほか2棟 (南丹市)

近世に代々大庄屋で村長職を務めた小山家が明治前期に建てた民家。大屋根の棟飾りなど、大庄屋に相応しい意匠をす。現在、田村屋来訪者の昼食所に使用。



綾部大橋 (綾部市)

昭和4(1929)年6月に由良川に架けられた全長209.8m、幅5.19mの道路橋。木造であった旧橋の形式が踏襲される。現在も道路橋として当初のまま使用されている。



渡辺家住宅主屋ほか2棟 (舞鶴市)

天保年間に廻船問屋として創業し、明治に石灰問屋に転じた町家。現在の建物は明治3(1888)年頃の建立。黒漆喰塗りの壁や多用した鉄格子などに近代町家の特徴が表れている。



今林家住宅主屋ほか6棟 (宮津市)

生糸、糸問屋の商家。入口に大戸を残し、1階は平格子、2階は両側壁面を突き出し出格子を構えた外観をする。内部は土間中央部を吹抜とし、煙出を設ける。内外とも当地域に特徴的な構成である。



福知山市惇明小学校本館 (福知山市)

旧藩校「惇明館」を前身とした明治6(1873)年創立の小学校であり、当館は昭和12(1935)年に建設された。近代建築の影響を受けた、大きな連続窓と丸窓がリズムミカルな外観にしている。



神崎コンクリート株式会社旧煉瓦窯 (旧京都竹村丹後製窯所煉瓦窯) (舞鶴市)

全国で4基しかない形式の煉瓦焼成窯。長径45m、短径9mの楕円形輪窯で、高さ24mの主煙突のほかに小煙突11基を建てる独特の外観をする。



撥雲洞トンネル (宮津市)

明治19(1886)年に建設された全長126mの石造隧道。入口は江戸切仕上げの花崗岩を積んだ柱形の門を両脇に付ける堂々とした造り。アーチ上部に台額を掲げる。我が国最初期の近代トンネル。



芦田家住宅(旧片岡家別荘)主屋 (福知山市)

実業家・片岡久兵衛の別荘として大正15(1926)年建築。由良川堤防上にあり、その立地特性や景観を生かした、巧みで独特な室内構成・外観をする住宅である。



北吸隧道 (舞鶴市)

明治37(1904)年に建設された馬蹄形の隧道。主要構造は煉瓦造で全長110m、幅3.8m。舞鶴の工業化を支えた旧軍港引込線の代表的遺構で、現在は自転車歩行者専用道として利用されている。



旧口大野村役場庁舎 (京丹後市)

昭和4(1929)年の建設とされる。擬洋風主体部と和風の付属棟から成る。外壁の横板張りの意匠と隅を切って設けた正面が特徴的で、内部意匠にも改変が少なく、当初の趣をそのまま残している。



桐村家住宅主屋ほか2棟 (福知山市)

主屋は明治中期の建立で、養蚕のため屋根裏空間が非常に広く、当地域の特色をよく留めている。同時期建築の別座敷と土蔵も文化財に登録され、主屋と併せてギャラリーとして公開されている。



旧上野家住宅主屋ほか7棟 (舞鶴市)

江戸時代末期の庄屋建築。南面して建ち、床上を整形四間取りとし、東に座敷を突き出す。屋根両側の破風飾りや式台、座敷の設えなどに格式の高さが伺える。現在は当地域の交流拠点として活用。



稲葉家住宅主屋ほか3棟 (京丹後市)

地元大工・黒崎文吉によって明治18(1885)年から5年の歳月をかけて建てられた町家。土間と居間を吹抜とし、豪壮な木組みをみせる造りは当地域の伝統的形式を踏襲。現在は資料館として運営。

# 国指定選定登録文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成21年5月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物				
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典 跡籍	古文書	考資 古料	歴資 史料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(214)	(262)	157	126	252	223	59	43	2	862								
	重文	2130	4010	1799	2502	2163	1642	667	524	152	9449								
	計	2344	4272	1956	2628	2415	1865	726	567	154	10311	60	29	72	161	1614	313	939	2866
	登録	7512				2	1		2	4	9								
京都府	国宝	(48)	(60)	45	37	15	54	27	3	0	181								
	重文	240	526	440	372	161	406	245	25	13	1662								
	計	287	586	485	409	176	460	272	28	13	1843	3	11	0	14	80	40	10	130
	登録	330				1				1	2								

(備考)

- 1 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。
- 2 建造物には、国宝と重要文化財の両方で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

# 京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成21年5月1日現在)

種別	有形文化財																	無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	指小 定登 録計	文化 財全 地環 境区	選定 保存 技術	文化 的景 観	合 計					
	建 造 物		美術工芸品																有	無													
	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録	指 定												登 録	指 定	登 録	指 定	登 録
京都市	43	6	23	14	17	6	10	8	7	85	8	1	1	2	3	1	2	144	8	1	2	155											
向日市	2	1												1	1			4	1			5											
長岡京市	1	2	4			2	1			9						1		10	1			12											
大山崎町	1		1		1					2								2	1			3											
宇治市	7	3		3	1	2	3			9				1	1	2		20	3	2		25											
城陽市	4		1						1	1	1			2				1	7	4		12											
八幡市	5	2		1	2	1	1			5				1	1	1		13	3	2		18											
京田辺市	1	5		2	1		1	1	1	4	2					1		6	7	6		19											
木津川市	2	8	2	1	4	3	2	1		9	5			3	1	5	2	15	21	8		44											
久御山町	1							1		1					1			3				3											
井手町	1	1		1		1				1	1						1	3	2	2		8											
宇治田原町	2			1						1					1			1	3	2		6											
笠置町	2					1	1			2					1			2	3	1		6											
和束町	1	2		1						3				2	1			4	4	1		10											
精華町	1				1					1				1				2	1	1		4											
南山城村	2	2						1		2	1			1				3	3	1		7											
亀岡市	2	6	1	2	2	2		2		9	2			1	1	3		15	12	7		34											
南丹市	6	8	1	2	1	2	1	1	1	6	3			2	10	2		17	20	7		45											
京丹波町	1	5	2	3	1	1		2	1	8	2			1	3			11	10	2		23											
綾部市	5	7	1		1	2			1	4	2	1			3		1	12	12	5		30											
福知山市	5	4	4		1	2	2	2	4	12	3	1	1	1	6	2		24	13	5		43											
舞鶴市	6	2	2		2	1	3	2		8	2			1	11			16	16	3		35											
宮津市	6	1	4		2	1	2		4	1	1		1	3	1	2		27	8	1		36											
京丹後市	4	5	3	7	2	4		1	1	3	1	1		14	9			29	25	3		58											
伊根町	1	1								1					2	5		3	6			9											
与謝野町	3	2	1		1					2				1	3	3		13	5	3		21											
地域定めず																		5	5			5											
合計	99	82	51	8	43	8	39	9	14	1	35	8	20	1	12	1	214	36	10	2	12	18	69	22	17	15	5	397	204	68	2	5	676
	181	59	51	48	15	43	21	13	250	10	14	87	22	17	20	601																	

※重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、府の指定・登録が解除、取消となった件数は含まない。

種別 区分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重要伝統的 建造物群 保存地区	選定保存技術				重要 文化的 景 観	登 録 記念物
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体			
	芸 能				工 芸 技 術								件	人	件	団体		
	各 個		総 合		各 個		総 合											
	件	人	件	団体	件	人	件	団体					件	人	件	団体		
全 国	36	55	11	11	44	59	14	14	207	264	471	83	47	52	27	28 (26)	15	44
京 都	3	3	0	0	10	11	0	0	4	10	14	7	18	19	7	7	1	1

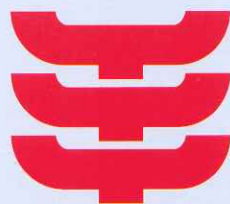
- 3 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には次のものがある。  
 (1) 2府県以上にわたるもの (天)比叡山鳥類繁殖地、(史)延暦寺境内、(史)歌姫瓦窯跡、(史)琵琶湖疎水、(史)石のカタ古墳  
 (2) 地域を定めず指定したもので京都府に關係の深いもの(主な生息地) (特天)カモシカ、(天)小国鶏、(特天)オオサンショウウオ、  
 (天)イタセンバラ、(天)アユモドキ  
 4 選定保存技術の( )内は、実団体数である。

## 市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成21年5月1日現在)

市町(組合)名	有 形 文 化 財											無 形 文 化 財	民俗文化財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 財 環 境 保 全 地 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 施 行 年 月	備 考
	建 造 物		美 術 工 芸 品										有 形	無 形								
	件 数	棟 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計												
京都市	指定	68	185	72	51	23	5	11	6	9	177		8		14	27	25		328			
	登録	24	38	3	7	1					23		3	51	12	3	10	9	141	S57.4.1		
	計	92	223	75	58	24	5	34	6	13	215		11	51	26	30	35		469			
向日市			2	8				5	7	1	23		1	1	2				27	S59.9.23		
長岡京市	5	25	8	5				6	7		26		1		4		4		40	S50.7.1		
大山崎町	5	5		1							1								6	S60.4.1		
宇治市	4	15	3	34	2	3			4	2	48	1		1		1			55	S44.4.16		
城陽市	5	11		10	2			3	3	2	20		1	1	3				30	S61.4.1		
八幡市			5	10				1	1		17								17	S60.4.1		
京田辺市				2					3		5			4	3				12	S50.3.24		
木津川市	6	7	3	9				4	10	1	27			1	2	3			39	H19.3.21		
久御山町			2	5	1						8						1		9	H5.3.30		
井手町				1					1		2				1	1			4	H7.4.1		
宇治田原町	指定	9	9		11				2		14		1		1	1	2		28			
	登録	1	1								0								1	S48.10.5		
	計	10	10		11				2		14		1		1	1	2		29			
精華町				5							5								5	S63.12.27		
相楽東部広域連合											0								0	H21.4.1		
亀岡市	8	13	4	18	4	1			1		28		1	1	2		5		45	S43.12.23		
南丹市	17	25	2	39	11	2					54		1	2	1		9		84	H18.1.1		
京丹波町	3	3	2	13	4	4					23			4	7	1	2		40	H17.10.11		
綾部市	4	6	5	13	3	4	8				33			2					39	S40.4.1		
福知山市	28	35	25	42	17	4	12	3			103		2	11	4		18		166	S38.6.1		
舞鶴市	8	10	7	25	12	2	3	5	6		60		8	5	1	1	9		92	S38.10.17		
宮津市	6	6	8	16	3	2	2	2	1		34		10	4		1	6		61	S59.4.1		
京丹後市	11	11	15	10	11	3	1	9			49		1	3	17		16	2	99	H16.4.1		
与謝野町	7	7	6	17	10	3	1	3	1		41			4	7		3		62	H18.3.1		
伊根町	1	2									0		1	10					12	S60.6.29		
郡部指定計	127	190	97	294	80	30	46	60	14		621	1	28	53	56	8	76	2	972			
合 計	指定	195	375	169	345	103	35	57	66	23	798	1	36	53	70	35	101	11	0	1300	条例制定市町(組合) 24/24	
	登録	25	39	3	7	1	0	23	0	4	38	0	3	51	12	3	10		0	142		
	計	220	414	172	352	104	35	80	66	27	836	1	39	104	82	38	111	11	0	1442		

\*平成21年4月1日に笠置町・和束町・南山城村の各教育委員会は相楽東部広域連合教育委員会となっている。



### 文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは文化財愛護活動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（とまげ組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

## 文化財保護 No.27 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会

京都市上京区下立売通新町西入ル

編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

TEL (075) 414-5901